



2023年5月19日

各 位

会社名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 義孝
(コード:8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 七條 利明
電話番号 03-3462-8011(代表)

(開示の経過) 有償ストックオプション (新株予約権) の放棄に関するお知らせ

当社取締役及び当社子会社取締役 (退任した者を含む) に対し、有償ストックオプションとして発行した新株予約権について、放棄の申し出がなされたことから、下記のとおり消滅することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 消滅するストックオプション (新株予約権) の内容

ストックオプションの発行日	2021年5月1日
ストックオプションの残存個数 (株数)	20,000個 (2,000,000株)
ストックオプションの価額	1個当たり173円 (1株あたり1.73円)
ストックオプションの行使価額	1株当たり168円
ストックオプションの行使期間	2021年5月1日～2024年4月30日
ストックオプションの行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社が2020年7月11日付で東京証券取引所が定める特設注意銘柄に指定されており、2021年7月11日の期限を基本とする1年間において、特設注意銘柄からの指定解除となった場合および、割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に、当社株価 (行使価額168円) より150%上回った場合、行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 上記の①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に変更に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした</p>

	<p>場合</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの役職員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記②の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
消滅するストックオプションの個数（株数）	20,000個（2,000,000株）
消滅後のストックオプションの個数（株数）	0個（0株）

2. スtockオプション（新株予約権）の消滅の理由

当ストックオプションを取得した当社取締役及び当社子会社取締役6名（退任した者を含む）より、「2021年7月11日までに特設注意銘柄から解除されることを前提に、インセンティブを高める目的でストックオプションを引き受けたものの、その後2021年7月11日にインセンティブ条項が消滅した。インセンティブ条項が消滅し、新株予約権割当契約の前提条件が崩れたことにより、契約書記載のとおりすべての行使条件も同時に消滅したと解釈しているが、昨今の株価低迷により、強制行使条件の判定基準である株価を下回る可能性がでてきたため、すべての行使条件が消滅したことを明確化したい。」との理由により、取得・保有している新株予約権を自主的に放棄したいとの申し出があったためです。

3. スtockオプション（新株予約権）の消滅日

2023年5月17日

4. 業績に与える影響

本件による2024年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上